

政令市の資源物持ち去り禁止に関する条例について

1 条例の名称等

	条例の名称	既存の条例を一部改正	条例を新たに制定
札幌市	札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例	○	
さいたま市	さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	○	
千葉市	千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例	○	
横浜市	横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	○	
相模原市	相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例	○	
新潟市	新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	○	
名古屋市	名古屋市集団回収における古紙の持ち去り防止に関する条例		○
京都市	京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	○	
岡山市	岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	○	
熊本市	熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	○	

2 持ち去り禁止を規定した理由

禁止する目的・理由		札幌市	さいたま市	千葉市	横浜市	相模原市	新潟市	名古屋市	京都市	岡山市	熊本市	福岡市
ごみ置き場の管理上の問題	安心・安全なごみ出し環境を阻害している						○					●
	ごみステーションの管理上の問題が発生している	○		○					○		○	
ごみ減量・リサイクル意識への影響	市民のごみ減量・リサイクル意識の低下を招く	○		○		○				○		●
	市民の分別意識を低下させる				○		○		○		○	●
地域集団回収への影響	地域集団回収実施団体に損害を与えている				○							
	地域集団回収の円滑な実施を阻害する							○				
市への影響	市による廃棄物の適正処理を妨害している	○		○					○		○	●
	廃棄物処理行政に対する信頼の低下につながる										○	●
	売却収入の減少等により市に損害を与えている	○		○								●
業者への影響	資源回収業者に損害を与えている			○	○							
その他	悪質な行為である		○									●

※福岡市については、該当する項目に●をつけている。